

福岡県

Fukuoka Prefecture
Transportation
Information
No.1816

輸送 情報

2020.7/10

福岡県輸送情報 No.1816
(毎月2回 第2・第4金曜日発行)
購読料: 1ヶ月200円



公益社団法人 福岡県トラック協会



提供: 福岡市

二見ヶ浦 (糸島市)

No.1816 今号のTOP NEWS!

TOP NEWS 1 第8回定時総会 開催状況

委員会レポート 広報委員会 交通対策委員会



提供:福岡市

福岡県輸送情報

Fukuoka Prefecture Transportation Information No.1816

1816号・令和2年7月10日発行

二見ヶ浦(ふたみがうら)は玄海国定公園内に位置する糸島市志摩桜井の海岸です。
桜井二見ヶ浦(さくらいふたみがうら)または筑前二見ヶ浦(ちくぜんふたみがうら)とも呼ばれます。
糸島市北部にある海岸で、海岸から約150m離れた海中に夫婦岩があります。
1968年には県の名勝に指定されたほか、日本の渚百選、日本の夕陽百選に選出されています。

C O N T E N T S

● TopNews1 第8回定期総会 開催状況	1~3
● 委員会レポート(広報／交通対策)	4
● 夏の交通安全運動実施要領について	5
● 夏季の省エネルギーの取組について	6
● 「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン(4分野)」の策定について	7
● 夏季における運転者の体調管理の徹底について	7
● 「高年齢労働者の安全と健康管理のためのガイドライン」の策定について	8
● 危険物施設の風水害対策ガイドラインについて	8
● 「2019年度版トラック運送事業の賃金・労働時間等の実態」について	8
● 「密閉」「密集」「密接」しない!	9
● 会員だより「新規会員のご紹介」	10
● 行事日程	10

編集・発行／公益社団法人 福岡県トラック協会

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18番8号

TEL 092(451)7878(代表)

FAX 092(472)6439

ホームページ <https://www.hearty.or.jp/>

e-mail jouhou1@hearty.or.jp

TOP



NEWS-1

第8回定期総会 開催状況

**コロナ禍、出席者55名で総会開催
令和2年度の事業方針、固まる**

福岡県トラック協会(眞鍋博俊会長)は、6月12日(金)、福岡市博多区のホテル日航福岡にて第8回定期総会を開催しました。

今回は、新型コロナウイルス感染防止のため、来賓は招待せず、出席者数を絞り1テーブル1人の配席とし、時間を短縮して行いました。

なお、例年併催する表彰式及び懇親会も中止としました。

わが国の経済については、令和元年12月、様々な経済の下方リスクを乗り越え、未来の安心を確保するための財政政策を講じるべく、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」が閣議決定されました。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期、緊急事態宣言による経済活動の縮小などを余儀なくされ、今後の景気悪化が予想されています。

トラック運送業界においても、ドライバー不足、長時間労働などの問題を抱える中で、新型コロナウイルスの影響を受けている状況ですが、令和元年度に施行された、改正貨物自動車運送事業法の「荷主対策の深度化」「規制の適正化」「標準的な運賃の告示制度の導入」をもとに、荷主の理解と協力が得られるよう働きかけ、事業の健全化を図っていく必要があります。

そこで、令和2年度の活動方針は、会員事業者が荷主企業との交渉をよりスムーズに行えるよう、関係行政機関や団体と連携し、改正貨物自動車運送事業法の周知と理解促進を図ると共に、安定的な人材確保に向けた取り組みや、トラック運送業界の魅力をPRするための広報活動の推進等を柱として各種施策を積極的に展開することとし、8つの重点推進事項を掲げています。

審議の結果、令和元年度の収支決算が承認され、令和元年度事業報告、令和2年度の事業計画及び収支予算も確認されました。また、期中の役員変更について、北里弘春氏の常務理事退任及び、丸山隆氏の常務理事就任が承認されました。

●議長に大瀬氏。出席者55名で開催

総会は、正会員総数2,116名中、出席者55名、委任状1,471名、合計1,526名で過半数を超えて開催されました。総会に先立ち、令和元年度の総会以降に逝去された故人に黙祷を捧げました。

開会の言葉を三村彰一副会長が述べ、議長を北九州支部の大瀬博巳支部長、副議長を筑後支部の仲聰陽支部長が務めました。議事録署名には福岡支部の松岡雄介理事、筑豊支部の藤田五夫理事が指名されました。

すべての審議が滞りなく行われた後、中嶋利文副会長が閉会挨拶を行い、総会は無事に終了しました。



(三村副会長)



(左:仲副議長、右:大瀬議長)



(中嶋副会長)

(次の頁に続きます)

●眞鍋会長挨拶。コロナ禍、協会における支援も検討。
標準的運賃の告示により適正運賃収受の仕組み確立を。

眞鍋会長は冒頭の挨拶で、新型コロナウイルスの影響について述べ、当協会においても会費の減免や会員事業所への特別支援等の実施に向け、早急に検討する意向を表明しました。

また、今年4月に告示された標準的運賃について、その設定趣旨を述べ、今こそ適正な運賃収受の仕組みを確立し、賃金水準を上げなければならない旨を強調。実現に向け、行政や全ト協と協力して全力を取り組みたいと力強く語りました。さらに、大きな変革の中で、労働時間短縮、人材確保をはじめ課題が山積しているが、新しい時代に向け一致団結して克服していきたい旨を力説しました。

最後に、コロナ禍で物流従事者への感謝や敬意の言葉を耳にし、目にすると述べ、我々が取り組んでいる業界のイメージアップ等の重要性も再認識したと語りました。



(眞鍋会長)

●令和元年度総括
人材確保に向けた取り組みを強化

令和元年度は、業界のイメージアップと社会的地位の向上のための広報活動を展開しながら、人材確保に向けた取り組みに力を入れました。「TRUCK PRIDE サマーフェスティバル2019」をJR博多駅前広場にて開催したほか、高校生に向けた物流出前授業、小学校での社会科物流交流授業を実施しました。また新たに、福岡中央公共職業安定所と連携して「トラックのお仕事セミナー」を開催し、トラック運送業界への就職促進を図りました。ホームページにも新しく、会員事業所のリクルート対策を支援する求人情報サイトを開設すると共に、昨年度スタートした会員福利厚生事業において対象施設の拡充に努めるなど、人材確保対策を強化しました。

更に、事業計画に基づき、働き方改革への適切な対応を図るためのアクションプラン等周知セミナー、働き方改革と労働時間をテーマとした労働セミナー等を実施したほか、適正化事業、事故防止対策、環境対策事業、税制・法制に関する要望等、各種活動を積極的に展開しました。

緊急救援物資輸送拠点整備については、「緊急物資輸送拠点整備検討特別委員会」において、福岡地区のセンターの将来的建設に向け、協議検討を進めました。令和元年8月、九州北部豪雨発生の際には、油の流出被害があった被災地に対し、オイル吸着マット5,300枚の輸送要請を受け、緊急救援物資輸送を行いました。

●令和2年度事業計画
8つの重点事業を展開。適正運賃収受に向けた取り組みを強力に推進

令和2年度の事業においては、新型コロナウイルスの影響により現時点で中止が確定した取り組みもありますが、「改正貨物自動車運送事業法の浸透による適正な運賃・料金収受の推進」「安定的な労働力確保と定着に向けた取り組みの推進」等8つの重点推進事項を掲げ、積極的に活動を推進していく方針です。

具体的な施策としてはまず、適正運賃・料金収受に向け、改正貨物自動車運送事業法に規定された「荷主対策の深度化」「規制の適正化」「標準的な運賃の告示制度の導入」について、荷主の

理解と協力を得るためのセミナー開催や各種広報媒体による周知を行うほか、専門部会や各支部における荷主懇談会開催等の支援を行います。

人材の確保と定着化については、協会ホームページ内の特設ウェブサイトを運営し、会員事業所の求人活動を支援すると共に、会員福利厚生事業の充実化に努めます。加えて、高校生等がストーリーのあるダンスを踊る「TRUCK PRIDE 青春 DANCE !!」動画を新たに作成し、SNS等を活用して拡散させ、ホームページの閲覧にもつなげる計画です。

また働き方改革に向けた取り組みとして、行政機関や荷主に対し、適正取引や長時間労働の改善に向けた諸施策を要望するほか、各種セミナーや広報媒体を通じ「ホワイト物流推進運動」への参加促進を図ると共に、「ホワイト経営認証制度（運転者職場環境良好認証制度）」の普及促進に努めます。

緊急救援物資輸送体制の整備に関して、引き続き福岡地区のセンター建設について協議を行うと共に、最近の自然災害の多発を受け、「災害物流専門家」の派遣に関する協定締結に向けて、全ト協や九州各県トラック協会等と連携し、検討を進めます。

更に事故防止対策において、交通事故をなくす福岡県県民運動本部による「横断歩道マナーアップ運動」への参画を新たに正式事業とするほか、適正化事業、環境対策、法制・税制に関わる要望活動等についても、活発な取り組みを推進します。

●令和2年度予算

雇用安定確保事業等労働対策事業の予算を強化

令和2年度の事業活動に係る予算総額は、1,050,316,212円で、一般事業 191,099,712円、研修会館等事業 19,309,110円、交付金事業 839,862,597円、基金運用事業 5,537,400円を計上しました。

まず、突発性運転不能障害疾患予防対策助成事業における検査費用助成の増額と助成対象人数の増加、雇用安定確保対策事業における準中型・大型免許取得の助成対象人数の増加などにより、労働対策事業費の予算が拡大されます。

事故防止対策事業については、貨物自動車ドライバー等安全運転研修（各自動車学校における研修回数の増加）、運転記録証明交付助成、安全装置等助成等の予算を増額し、申請が減少傾向にあるドライブレコーダー機器助成費を削減します。

なお、環境対策事業については、環境対応車、EMS用機器、環境対応型ディーゼル車の導入促進助成において、これまでの実績を勘案し、助成台数を減らすことによる予算の削減が見込まれています。トラックの森事業、小学生エコ絵画コンクール事業等は、ほぼ前年度並みの予算が計上されています。

●各種表彰について

表彰式は、新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。表彰状は各事業所に送付されます。令和元年度の受賞者数は、無事故運動表彰が215事業所、全日本トラック協会表彰規程による表彰が事業役員2名、従業員4名、団体職員2名、全日本トラック協会「正しい運転・明るい輸送運動」表彰が従業員5名・2事業所、福岡県トラック協会表彰規程による表彰が事業役員2名・従業員129名・団体職員2名となっています。

Report

委員会レポート

広報委員会

● 6月22日(月) [福岡県トラック総合会館]

協議事項では、コロナ対策 SNS 応援企画について提案があり、新型コロナウイルス禍において日々、危険と隣り合わせで業務を遂行しているドライバーをはじめとする物流従事者への応援とともに、物流が国民生活と経済活動を支えるライフラインの担い手であることを認識してもらうため、YouTube や Twitter 等の SNS を媒体とした PR 活動が展開することが承認されました。

次に、JR 博多シティ賑わい広場でのイベントについては、他団体等のイベント開催状況（中止含む）とイベントを実施する場合のガイドライン（制限事項）及びガイドラインに沿ったイベント案について説明が行われました。なお、現段階では、イベントの実施の判断が難しいことから、最終判断期限（イベント実施予定日の 1か月



前）までは、ガイドラインに基づいたイベント等のプロモーション活動の準備を進めながら、コロナウイルスの感染状況等を踏まえて、8月5日の次回委員会において、イベントの実施について判断する旨確認されました。

また、TRUCK PRIDE 青春ダンスの動画撮影については、やっと部活動が再開されたことから、7月中旬より動画撮影に向け動き出すことが報告されました。

交通対策委員会

● 6月23日(火) [福岡県トラック総合会館]

協議事項ではまず、令和2年度の安全運行確保事業の年間スケジュール（案）が承認されました。なお、新型コロナウイルスの影響により、既にドライバーコンテスト（県大会・全国大会）と小学生向け交通安全教室の中止が決定しています。

次に、夏の交通安全実施要領（案）とポスター（案）が承認されました。これに関し、重点項目に掲げている「信号を守る」について福岡支部の活動が紹介され、事故の過半数が交差点付近で発生していることを踏まえ、県全体として今後更なる浸透を図るために活動等を検討する方向で一致しました。

続いて、交通安全啓発グッズについて意見交換が行われ、3種類の候補の中から、パワフルランタンライト（14000個）を作成することが決まり、「飲酒運転撲滅」「信号を守ろう」の2種類の言葉を入れることが確認され、9月上旬に各支部に配布される予定です。また、交通安全桃太郎旗の作成についても承認されました。今年度は、



会員の要望に応え、旗4種類×2300枚を作成し、1会員事業所あたり旗4枚（4種類）を配付することとなりました。

このほか、全ト協及び福ト協の共催による「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」の開催計画について確認されました。令和2年10月29日、リファレンス博多駅東ビルにて開催予定です。

報告事項では、全ト協による、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への特別支援措置に基づく助成金を活用して、当協会では非接触式温度計を全会員事業所に配付している旨説明がありました。このほか、令和2年度各種助成申請状況（令和2年6月16日現在）、JR九州からの「鉄道橋への衝撃事故防止のお願い（要請）」について、説明が行われました。

夏

の交通安全運動実施要領について

(公社) 福岡県トラック協会

1	実 施 期 間	令和2年7月10日(金)～令和2年7月19日(日)の10日間
2	重 点 項 目	(1)飲酒運転の撲滅 (2)子供と高齢者の交通事故の防止 (3)横断歩道における歩行者優先の徹底 (4)信号を守る (5)追突事故防止
3	具 体 的 推 進 事 項	<p>(1)組織的に実施するもの 【県ト協が実施するもの】 ①ポスター等を作成して全会員に配布するなどにより、運動の周知・徹底を図る。 ②期間中、適正化事業指導員による街頭パトロール指導等を実施し、重点項目の推進を図る。 ③懸垂幕、輸送情報等の広報媒体を利用し、運動の周知と意識の高揚を図る。 【各支部が実施するもの】 ①バスキャンペーン等の際には、「信号を守ろう横断幕」を積極的に活用して、会員事業所及び地域住民に本運動の浸透と交通安全意識の高揚を図る。 ②傘下会員事業所(事業主・管理者・従業員)を対象に必要に応じて交通安全のための講習会を開催し、運動の周知徹底を図る。 ③所轄警察署等の関係行政機関及び各地区交通関係団体と連携を密にして、運動の効果的推進を図る。</p> <p>(2)会員事業所が実施するもの ①運動期間中は、各事業所において懸垂幕・桃太郎旗等を掲げるとともに街頭監視活動や運転者への安全運転教育並びに指導を徹底する。 ②事業用トラック事故の約半数を占める追突事故を防止するため、運転者に安全な運行についての指導を徹底する。 ③適切な運行計画や乗務割を策定するとともに、点呼時には必ずアルコールチェックカードを使用して酒気帯びの有無について確認し、運転者の健康状態を十分把握のうえ、適切な乗務指示を行う。 ④当運動ポスターを掲示し、ポスター掲載の無事故カレンダーに交通事故発生の有無について日々「〇×」を記入し、無事故達成に向けての指標とする。 ⑤車両の日常点検及び定期点検を確実に実施し、整備不良による交通事故を防止する。</p> <p>(3)ドライバーの遵守事項 ①飲酒運転は絶対にしない。 ②歩行中や自転車乗車中の子供や高齢者等を見かけたら、スピードを落とし、その行動に注意するなど、より慎重な運転に努める。 ③横断歩道に歩行者を見かけたら、横断歩道手前で一時停止し、歩行者の横断を妨げない。 ④信号を守る。 ⑤車間距離の適切な保持など追突事故防止に努める。</p>
4	配 慮 事 項	<p>(1)期間中は、交通事故をなくす福岡県県民運動本部・県警察・運輸支局等の関係行政機関及び交通関係団体と連携を密にして、本運動の効果的な推進を図ること。</p> <p>(2)街頭キャンペーン等を行う際には、受傷事故防止に十分配意すること。</p>



夏季の省エネルギーの取組について ～九州経済産業局からのお知らせ～

九州経済産業局より、エネルギー消費効率の向上を進め、エネルギー価格の変動等に柔軟に対応できる経済社会を築き、さらに、地球温暖化を防止するための省エネルギー対策の取組について、下記のとおり協力要請がありましたので、お知らせいたします。

●取組期間

令和2年6月から9月まで

●運輸関係の取組項目

(1) 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、省エネ法の判断基準に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

(2) 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時の移動並びに休暇におけるレジャー等の人の移動においては、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

(3) エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

(4) エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（VICS及びETC2.0サービスの活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努める。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

本取組の詳しい内容につきましては、経済産業省のホームページ

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200527007/20200527007.html>) をご覧下さい。

お知らせ

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン(4分野)」の策定について ～国土交通省からのお知らせ～

トラック運送業界においては、ドライバーの長時間労働及びそれを一因とするドライバー不足が大きな課題となっており、調査の結果、荷待ち件数が特に多かった輸送分野（加工食品、建設資材、家庭紙、洋紙・板紙）について、トラックドライバーの長時間労働の改善と物流の効率化を図るために、関係省庁が連携して懇談会を設置し、今般、懇談会の検討の成果としてガイドラインを策定いたしました。

本ガイドラインを通じ、各分野の課題について意識共有を図り、サプライチェーン全体での物流改善に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各ガイドラインについては下記のURLをご覧下さい。

■加工食品編

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidisha04_hh_000218.html

■建設資材編

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidisha04_hh_000216.html

■家庭紙編

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidisha04_hh_000215.html

■洋紙・板紙編

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidisha04_hh_000214.html

お知らせ

夏季における運転者の体調管理の徹底について ～国土交通省からのお知らせ～

夏季を迎えるにあたり、熱中症を予防するなど体調管理に努める必要がございますが、今夏においては新型コロナウイルスの感染予防対策も必要とされています。

つきましては、新型コロナウイルス感染予防対策に加え、特に下記の点に留意し、運転者の体調管理に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

- 始業点呼時に運転者の健康状態を確実に把握するとともに、運転者に対して、運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。
- こまめに水分・塩分を補給することや、一名乗車時や屋外での荷役作業等において他人と十分な距離を確保できる場合にはマスクを外すこと等の熱中症予防について、運転者に対して指導すること。

*巻末の「令和2年度の熱中症予防行動」（環境省・厚生労働省）リーフレットをご参照下さい。

お知らせ

「高年齢労働者の安全と健康管理のためのガイドライン」の策定について～厚生労働省からのお知らせ～

近年、労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、また、労働者千人当たりの労働災害件数をみると、男女ともに最小となる25～29歳と比べ、65～69歳では男性で2.0倍、女性で4.9倍と相対的に高くなっています。

このような状況の中、令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれました。

今般、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、事業者及び労働者に求められる事項等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

また、ガイドラインに関連した補助金事業も新設されました。

詳細については、厚生労働省ホームページをご覧下さい。

■厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 >
安全・衛生 > 高年齢労働者の安全衛生対策について

お知らせ

危険物施設の風水害対策ガイドラインについて

今般、消防庁より、「危険物施設における風水害対策のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、取りまとめられた危険物施設のガイドラインを参考とした「危険物施設の風水害対策の推進」に関する依頼が、全日本トラック協会を通じてありました。

つきましては、会員各位におかれましても本趣旨をご理解いただき、標記ガイドラインを参考とした危険物施設の風水害対策を推進していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、ガイドラインの詳細内容につきましては、下記消防庁ホームページをご確認下さい。

◇消防庁ホームページ：<https://www.fdma.go.jp/>

◇危険物施設の風水害対策ガイドラインの公表について：

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/200331_kiho_1.pdf

お知らせ

「2019年度版トラック運送事業の賃金・労働時間等の実態」について～全日本トラック協会からのお知らせ～

この度、全日本トラック協会では、トラック運送事業に携わる従業員の賃金や労働時間、福利厚生等の実態について調査した結果を「2019年度版トラック運送事業の賃金・労働時間等の実態」として取りまとめました。

詳細については下記のURLをご覧下さい。

■全日本トラック協会ホームページ

<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/chingin/chingin2019.html>

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

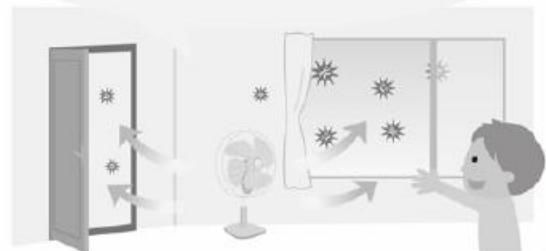
「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意！

他の人と
十分な距離を取る！



窓やドアを開け
こまめに換気を！



屋外でも密集するような
運動は避けましょう！

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫

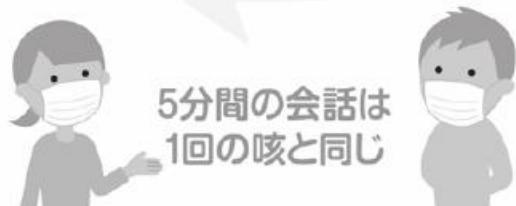


飲食店でも距離を取りましょう！

- ・多人数での会食は避ける
- ・隣と一つ飛ばしに座る
- ・互い違いに座る



会話をするときは
マスクをつけましょう！



電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう！



会員だより 新規会員のご紹介

藤木商事(株)

(福岡支部福岡分会)

代表者 藤木 博文

福岡市中央区小笹2丁目2-63

Tel 092-452-0023

[事業の種類]一般貨物自動車運送事業

[車両数]普通6両

YTロジ(株)

(福岡支部東福岡分会)

代表者 安田 隆吉

福岡市東区土井2丁目5-18

Tel 092-410-6450

[事業の種類]一般貨物自動車運送事業

貨物利用運送事業

[車両数]普通6両

(株)ナカガワ興産

(福岡支部南福岡分会)

代表者 宮城 英夫

那珂川市大字西畠1052-1

Tel 092-954-0243

[事業の種類]一般貨物自動車運送事業

[車両数]普通14両

(株)シンアイ企画

(福岡支部西福岡分会)

代表者 大賀 愛

福岡市早良区四箇1丁目10-5

Tel 092-558-3222

[事業の種類]一般貨物自動車運送事業

[車両数]普通1両、小型4両

(株)伊藤運送

(筑豊支部嘉飯山分会)

代表者 伊藤 翔太

嘉麻市上山田1081

Tel 0948-43-4555

[事業の種類]一般貨物自動車運送事業

貨物利用運送事業

[車両数]普通5両、けん引2両

(株)ワイズロジスティクス

(筑豊支部嘉飯山分会)

代表者 水口 優二

飯塚市阿恵1251-1

Tel 0948-20-3030

[事業の種類]一般貨物自動車運送事業

貨物利用運送事業

[車両数]普通5両

(有)七福運送 筑後小郡物流センター

(筑後支部久留米分会)

代表者 東原 聰子

三井郡大刀洗町鶴木1243-1

Tel 0942-48-1818

[事業の種類]一般貨物自動車運送事業

貨物利用運送事業

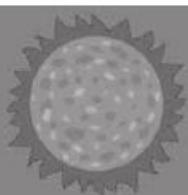
[車両数]普通6両

Schedule 行事日程

(7月)

県ト協行事日程 (7月10日~7月23日まで)

14日(火)	整備管理者選任前研修 [10:00] (ももちパレス)
15日(水)	労務厚生委員会 [13:30] (401会議室)
17日(金)	総務会 [15:00] (201会議室)



令和2年度の 熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 署さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなったりした日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 署さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れない、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

福岡県家賃軽減支援金

目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、国の家賃支援給付金の給付対象者に対し、家賃軽減支援金を上乗せして給付します。



給付対象者

国の「家賃支援給付金」の給付対象者

*テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において「いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少」、又は「連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少」した者

給付額

【基本給付額】

(①+②)×6か月分(最大給付額:法人60万円、個人30万円)

■法人

		国の給付額(月額)	県の給付額(月額)
① 75万円以下の部分	給付率	2/3	1/15
	最大給付額(月額)	500,000円	50,000円
② 75万円超225万円以下の部分	給付率	1/3	1/30
	最大給付額(月額)	500,000円	50,000円

■個人事業者

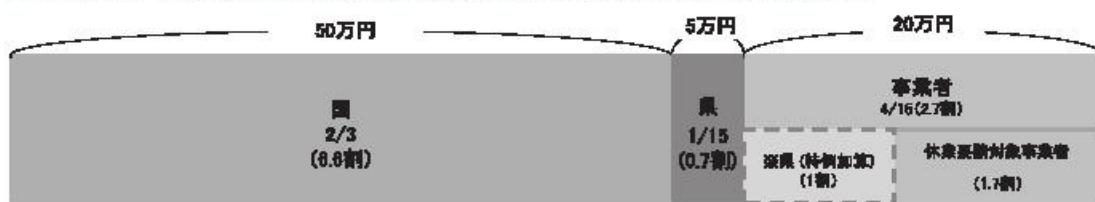
		国の給付額(月額)	県の給付額(月額)
① 37.5万円以下の部分	給付率	2/3	1/15
	最大給付額(月額)	250,000円	25,000円
② 37.5万円超112.5万円以下の部分	給付率	1/3	1/30
	最大給付額(月額)	250,000円	25,000円

【北九州市内の休業協力要請に応じた事業者に対する特例加算額】

支払家賃月額の10分の1

(最大給付額:法人22万5千円、個人11万2,500円)

●給付金モデル例:支払家賃月額75万円の場合(法人)



給付額(月額):55万円(=国50万円+県5万円)…①

総給付額(=①×6か月分):330万円(=国300万円+県30万円)…②

※特例加算がある場合の総給付額は、②に7.5万円を加算した337.5万円

※県(特例加算): 北九州市内の休業協力要請に応じた事業者の支払家賃月額の1割を給付

申請要件

【基本給付】

- ①国の家賃支援給付金の給付対象者であること
- ②法人にあっては本店の所在地、個人にあっては住所または事業所が福岡県内であり、確定申告の納税地が福岡県内であること
- ③福岡県内に所在する賃貸物件の賃料であること

【北九州市内の休業協力要請に応じた事業者に対する特例加算】

- ①国の家賃支援給付金の給付対象者であること
- ②北九州市内に所在する施設（「接待を伴う飲食店」「ライブハウス」）に対する休業協力要請に応じた事業者であること
- ③令和2年6月1日から18日までの休業協力要請期間中において、9日以上休業していること

必要書類

【基本給付】

■法人・個人事業者共通

- 国の「家賃支援給付金」の給付通知書の写し
- 通帳の写し
- （県外にも賃貸物件がある場合）県内の賃貸物件の賃貸借契約書写し

※1

■法人の場合

- 役員名簿

■個人事業者の場合

- 本人確認書類等（運転免許証の写し等）

【北九州市内の休業協力要請に応じた事業者に対する特例加算】

上記【基本給付】の必要書類（※1を除く）に加え以下の書類が必要になります。

■共通

- 休業協力要請の対象施設の賃貸借契約書の写し

■接待を伴う飲食店

- 風営法上の営業許可証の写し

※上記以外に事務局が必要と認める書類の提出を求めることができます。

申請期間

※決定次第、お知らせします。

申請方法

※準備ができ次第、お知らせします。

Webによる申請を基本とし、Web環境がない方については、郵送による申請を予定しています。

お問い合わせ先

「福岡県家賃軽減支援金」に関する相談センター

TEL:092-285-0013(平日・土・日・祝日 9時～17時)

※虚偽の申請が判明した場合は、支援金の返還を求めます。

※申請受付開始日及び申請方法等につきましては、準備が整い次第、公表いたします。今後決定される国の制度内容によっては県の制度に変更が生じる可能性があります。

福岡県環境保全施設等整備資金融資のご案内

☆融資対象の例☆

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| ✓ 公害防止施設の増改修 | ✓ 公害による移転 |
| ✓ 特定フロン回収装置の購入 | ✓ 地下水汚染の原因除去工事 |
| ✓ ノンフロン製品の購入 | ✓ ISO14001認証取得 |
| ✓ 低公害車（事業用）の購入 | ✓ 吹付けアスベストの飛散未然防止措置 |
| ✓ 廃棄物の資源化・再利用施設の整備 | ✓ PCB廃棄物処理 |
| ✓ バイオマスプラスチックを原料とする製品の製造施設の整備 | ✓ 土壌汚染対策の調査・汚染土壌除去 |

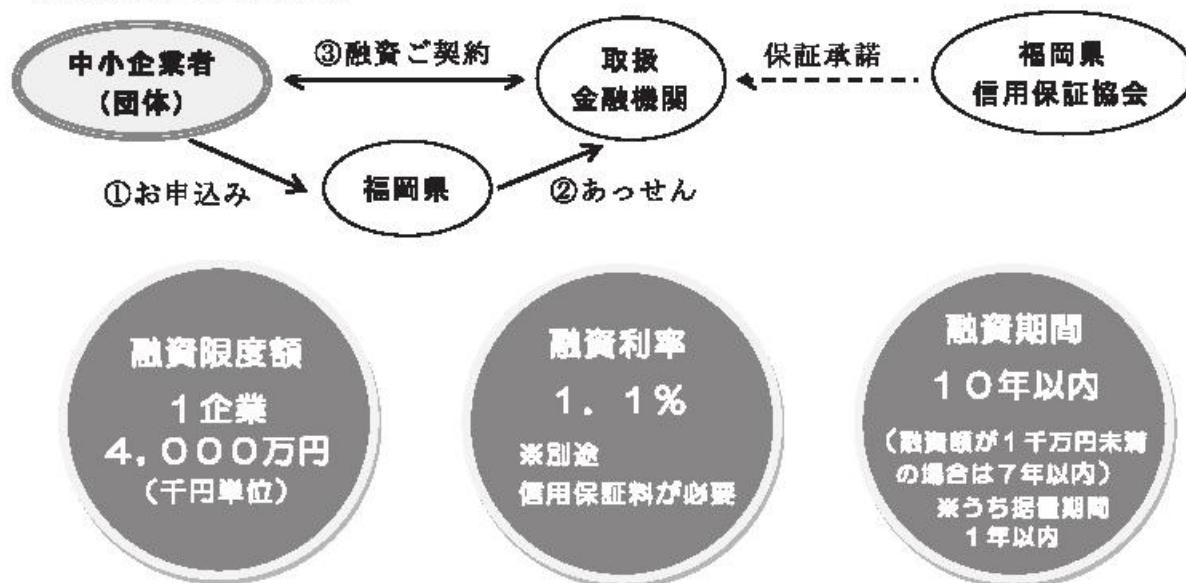
*詳細は中面をご覧ください

ご利用いただける方

- 中小企業者又は中小企業団体であるもの。
(医業を主たる事業とする医療法人、社会福祉法人等を含む)
- 県内に工場又は事業所を有し、現に事業を営んでいるもの。
- 県の事業税を滞納していないもの。
- 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの。
- 許認可等が必要な業種の方は、その許認可等を取得していること。
- 環境関係法令、福岡県環境保全施設等整備資金融資制度要綱の各規定を遵守できる者。

融資までの流れ(概要)

*詳細は裏面をご覧ください





北海道マスコットキャラクター
「エコトン」

※融資対象となる以下の資金の用途となる事業は県内においての実施であること。
融資実行前に、事業に着手（着工）していないこと。

●公害防止施設（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物）

- ・施設の老朽化等に伴う施設の増築・更新
- ・産業廃棄物焼却炉、浄化槽は新設の場合も含む

水銀大気排出基準適合のための
施設整備を行う場合も
対象になります。



●公害による移転の場合に必要な用地及び建物

- ・公害防止施設の設置、改造により公害を除去し難い場合の施設移転のための用地及び建物に要する費用
- ・移転後、移転前及び移転先の双方で公害が発生しないこと

●地下水汚染の原因を除去するための工事

- ・地下水汚染の原因である汚泥や原油等を除去、運搬、処理等を行うための費用

●特定フロン等の回収装置

- ・特定フロン等の回収装置等の購入費及び回収装置設置場所の工事費



●ノンフロン製品 ←平成30年4月1日から適用開始

- ・ノンフロン製品の購入費（新規・買替え）及び設置工事等の導入費

●廃棄物の資源化・再生利用施設

- ・次の施設が対象
 - ア 登録廃棄物再生事業者が設置する廃棄物の資源化・再生利用施設等
 - イ 産業廃棄物の資源化・再生利用施設

●バイオマスプラスチックを原料とする製品の製造施設

- ・本工事費、付帯工事費、機械器具費等

←令和2年4月1日から適用開始

●ISO14001認証取得

- ・ISO14001認証取得に係る審査登録機関への支払い経費等
- ・融資決定後3年以内に審査申請を行うこと

●事業の用に供する低公害車の購入・最新規制適合車への買替え

- ・次の車両が対象（いずれも新車に限る）



- ア 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車の購入
- イ ディーゼル自動車（貨物自動車、バス）の最新規制適合車への買い替え
(車両総重量が同程度のもの)

●吹付けアスペスト等の飛散の未然防止措置

- ・吹付けアスペスト、アスペストを含有する吹付け建築資材、アスペストを含有する断熱材・保温材及び耐火被覆材の飛散の未然防止措置*を行うための費用
※未然防止措置とは、除去、改修工事の他、それに伴う試験、廃棄物処理、環境観測等を含む
- ・事前調査によりアスペストを確認した際に措置する場合は、事前調査費も融資対象
- ・建築物等の全解体は対象外

福岡県内の高濃度 PCB 廃棄物のうち「安定器、汚染物等、3kg 未満の腐変圧器等及びこれらの保管容器」の処分期間は「令和3年3月末まで」です。



●P C B 廃棄物の処理

- ・変圧器、コンデンサー、安定器を含む P C B 汚染物等の高濃度 P C B 廃棄物・低濃度 PCB 廃棄物を処理する費用
(撤去費、運搬費等を含む)
- ・使用中の P C B を含む機器の処分に伴う代替機器の買替え費用

●土壤汚染対策のための土壤調査及び土壤汚染除去等の措置

- ・土壤汚染対策法に規定する土壤汚染状況調査、その他必要と認める調査で土壤汚染状況調査と同等の調査を行うための費用
- ・土壤汚染対策法により講ずる指示措置等（原位置封じ込め、土壤汚染の除去、盛土、舗装等）、その他必要と認める措置で指示措置等と同等の措置を行うための費用

融資条件

- 融資限度額 1企業4,000万円以内（千円単位）
- 融資期間 10年以内（融資額が1,000万円未満の場合は7年以内）
- 融資利率 年1.1% 利率を引下げました(旧1.3%)。
平成30年4月1日から適用
- 返済方法 元金均等月賦償還（千円単位）
返済期間のうち1年以内の据置が可能
- 信用保証 福岡県信用保証協会の審査が必要
信用保証料率は、0.25%～1.9%
詳細は、福岡県信用保証協会（TEL 092-415-2609）へお問い合わせください。
- 保証人 法人は代表者のみ
個人は不要
- 担保 要求に応じて微する

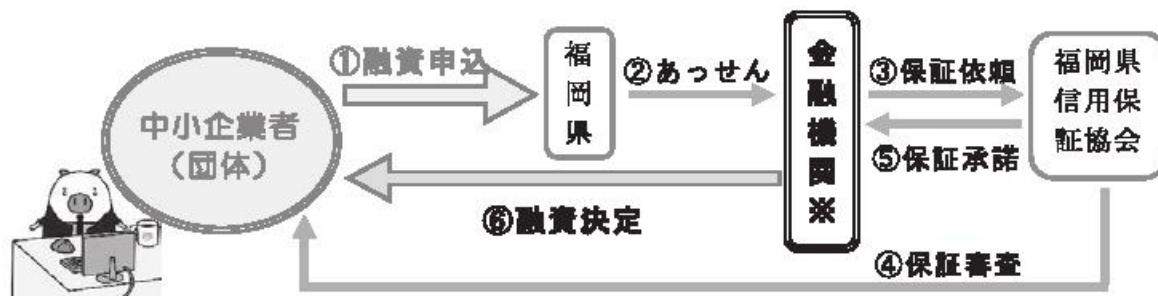




融資のご利用手続き(流れ)

【申込～融資決定】

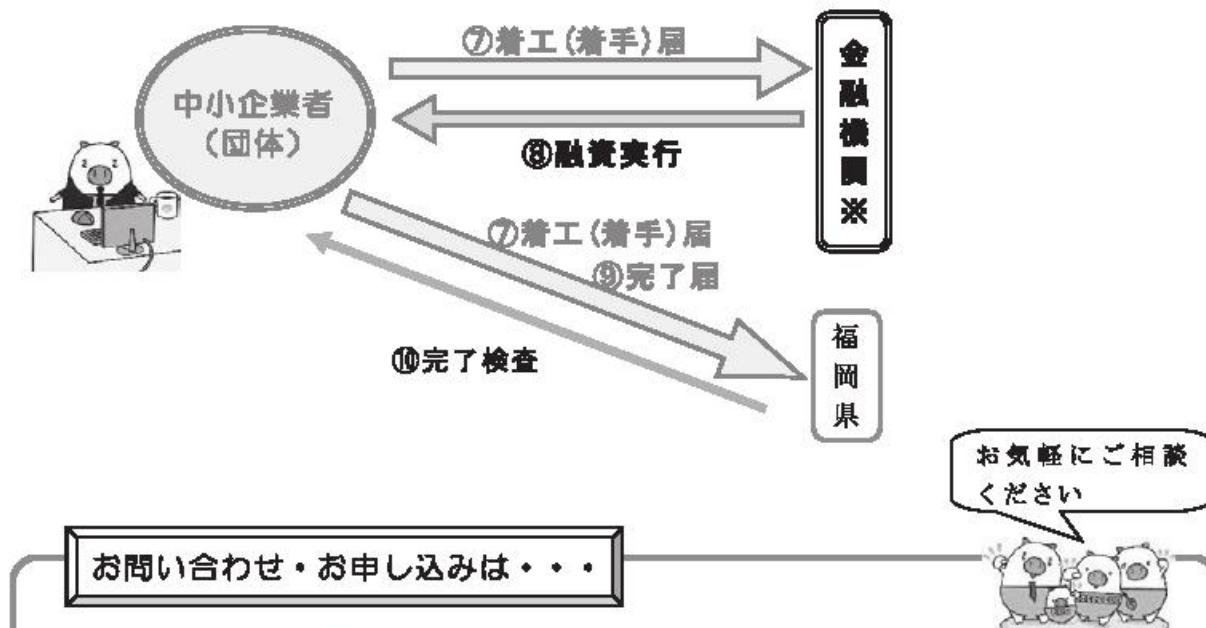
※融資取扱金融機関 … 福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行



◎「融資お申込み」から「融資決定」までに要する期間については、
お気軽にお問い合わせください。

【融資決定後～完了届】

※融資取扱金融機関 … 福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行



お問い合わせ・お申し込みは・・・

お気軽にご相談
ください



福岡県 環境部 循環型社会推進課 リサイクル係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 (福岡県庁南棟3階)

☎ 092-643-3372 FAX 092-643-3377

✉ recycle@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県 環境融資

検索

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましよう。

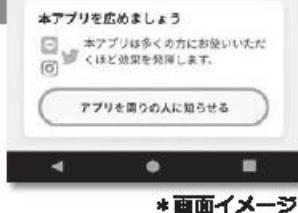
厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称 : COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

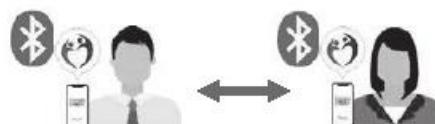


*画面イメージ

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報（ランダムなID）を記録します

※記録は14日経過後無効となります

※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません

※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

iPhoneの方はこちら



App Store
からダウンロード

Androidの方はこちら



Google Play
で手に入れよう

詳しくはこちら



厚生労働省
ウェブサイト



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室

新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向け Q & A

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはできません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することなく、記録することもありません。

問6 他の利用者との接触を検知する回数はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や重い壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にしていただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

「物流の即戦力を育成！」



福岡県公共職業訓練の修了生を採用しませんか？

「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」修了生の求人募集のご案内

(株)おんが自動車学校では、福岡県公共職業訓練の委託訓練として「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」を本年初めて開講します。

このコースは、大型一種免許の取得のみならず、ビジネスマナー、物流の基礎、企業実習まで行うカリキュラムで、修了後は即戦力として物流の現場で活躍することが期待されます。(本コース修了後は、物流業界への就職が前提となっています。)

「即戦力となる人材がほしい！！」という企業の皆様、是非お気軽にお問い合わせください。

※受講から就職までの流れ

訓練生の募集：令和2年6月15日（月）～7月29日（水）



入校選考：8月7日（金）



受講期間：8月27日（木）～10月6日（火）



就職

※求職者向け「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」ご案内チラシは福岡労働局のホームページをご参照ください。

http://www.fukuoka-kunren.net/itaku_file/si2609_JiTDo.pdf

【お問い合わせ先】

(株) おんが自動車学校 電話：093-293-2359（直通）

▶▶▶ 儘主勧告制度

[出典：国土交通省]

荷主勧告制度とは

[荷主勧告]は、貨物自動車運送事業法に基づき、トラック運送事業者の危険運送行為や過誤的運送行為を防止するため、運送業者に対する行政指導を行う場合に、当該違反行為が荷主の意向によるなど主として荷主の行為に起因するものと認めた場合は、国土交通省大蔵が当該荷主に対し違反行為の所発生地の近傍の港湾・空港等で、荷主等に輸送を要請する場合に、荷主を対象して荷主には、当該荷主に係る事業の運営を止めます。

また、法律に基づく荷主のほか、[荷物告]とは至らないものの違反行為へ

の便ち、法律に規定される荷主に別する、「[通告]」、「荷役告」、「荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口」への開設を行なっておられます。

こんなときは情報提供を！

上記とは別に、貨物自動車運送事業法第1条の2に規定する違反規則行為に該当する荷主の行為に対して、「輸送の安全確保措置違反」と

それがおそれある輸送実態把握など、安全な運送の確保が困難な状況で運行を行なう場合に、国土交通省の運送実態把握の「[通告]」、「荷役告」、「荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口」への開設を行なっておられます。

無理な輸送を強要されたら、下記へ情報提供を！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口

方法1 フィーダーブレーキの状態に下記の文字を入力して検索！

方法2 ヤフーブラウザの検索窓に下記の文字を入力して検索！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口

QRコードを読み取り！

ドライバーの命と 大切な荷物を運行中止も視野に… 大異常気象

台風等による異常気象条件下における無理な運行により、近年、事業用トラックの機械事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の遂行に支障をきたす事業者が数多くおります。

台風等による輸送誕生が予測される場合には、国土から示された「異常気象時ににおける措置の目安」を基に、荷荷主・発送主等とも運搬を固りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るために行動の半径に限り組みましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を強要された場合、国土交通省のホームページに設置する「意見等の募集窓口」や、最寄りの地方運輸局又は連絡支局等にその旨通報する手筋が設けています。

△ 異常気象時における措置の目安 △

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安
降雨時	20~30mm/h	ワイパーを運転しても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30~50mm/h	ブレーキが効かなくなる(ハイドロブレーキ現象)	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10~15m/s	道路の空き流しの危険が非常に高い。	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15~20m/s	高速運転中では車両と路面との間に水溜が生じ、車の運転は危険	輸送を中止することも検討するべき
	20~30m/s	運営の速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
	積雪不足・暴雪時	視界が確保20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき	
	警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき	

※ 輸送を中止しないことを理由に車両に行動範囲を定めたり、運送の実態把握等にあたるための措置を講じておられる場合は、国土交通省が実施する運送について(平成21年3月29日付)「異常気象時の基準等について(平成21年3月29日付)」「異常気象時の基準等について(平成21年3月29日付)」に記載されています。

出典：国土交通省資料

出典：国土交通省資料

△ 国土交通省



国土交通省 違正取引相談窓口

北陸道運輸局 白山管轄事務所 貨物課	03-5253-8575	北陸道運輸局 自動車交通課 貨物課	03-285-9154
東北道運輸局 白山管轄事務所 貨物課	021-290-2743	中部道運輸局 自動車交通課 貨物課	032-521-8037
関東道運輸局 白山管轄事務所 貨物課	045-211-7246	近畿道運輸局 自動車交通課 貨物課	092-472-2526

異常気象時における気象情報等の入手先(例)

気象情報

QRコードの内容は該当情報を取扱う所の配信となっております。

各QRコードにて該当する気象情報を入手してください。

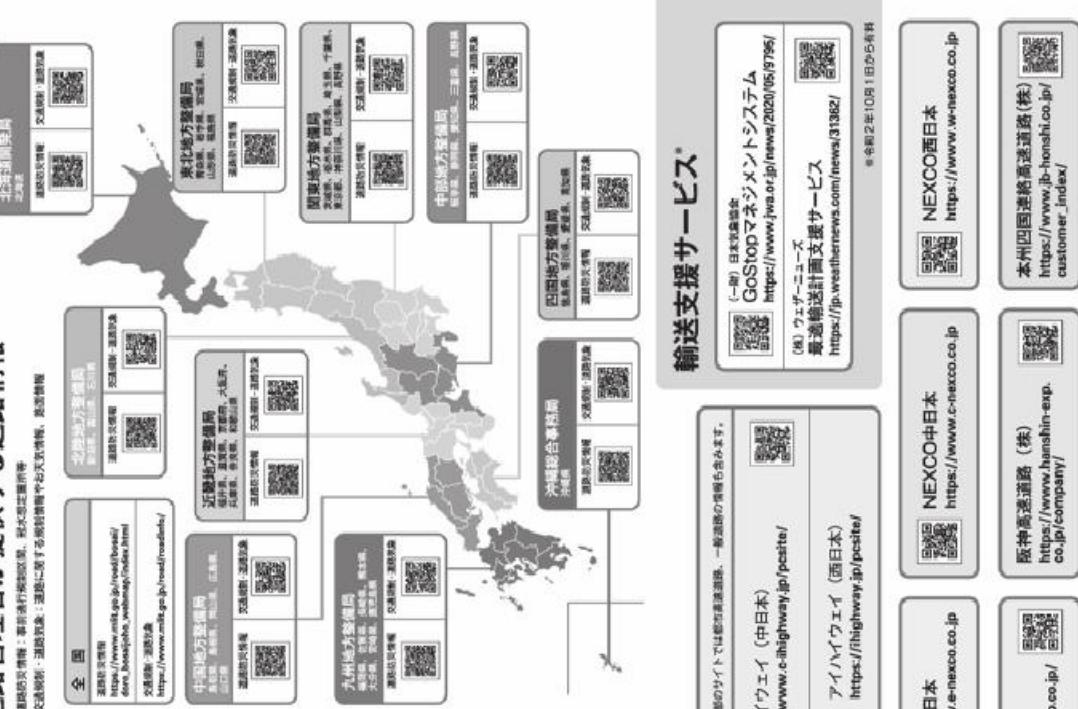
天気予報	気象庁 天気予報 https://www.jma.go.jp/p/typhoon/	
降雨時	気象庁 アメダス 雨水量 https://climat.jma.go.jp/jpn/elementCode=40000.html?elementCode=40000.html	
暴風時	気象庁 風向・風速 https://www.jma.go.jp/p/typhoon/	
降雪時	気象庁 現在の雪 https://www.jma.go.jp/p/typhoon/	
視界不良・強風時	気象庁 注意報・警報 https://www.jma.go.jp/p/typhoon/	
警報発表時	気象庁 気象警報・注意報 https://www.jma.go.jp/p/typhoon/	
ライブカメラ 映像	国土交通省 各地方整備局の取扱 全国のライブカメラ https://www.mlit.go.jp/leisure/livemedia.html	

また、QRコードの読み取りコードによって該当する情報を入手することができます。

道路・交通情報

通行止め	国土交通省 ハードマップルーターサイト https://displayer.mlit.go.jp/	
渋滞情報	ドラレコ https://www.drive-plaza.com/	
道路交通情報	国土交通省 全の路線情報ならドライブナビ https://www.mlit.go.jp/road/drivnavi.html	
異常気象時の運行状況	JAF 大雨運行の路線情報 https://www.mlit.go.jp/road/driveline/flood.html	

道路管理者が提供する道路情報



トラック運送事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送を行うこととなります。
その際、出発地や到着先、配送先及び輸送路線上の正確な気象情報を手先は極めて重要です。
ここに掲げた異常気象時における気象情報等の入手先(例)などを活用し、事業用トラックの横
転事故等が発生しないよう輸送の可否判断にご参考ください。

以下の情報サイトは全日本トラック協会へ登録した令和2年6月12日現在の情報です。

輸送支援サービス

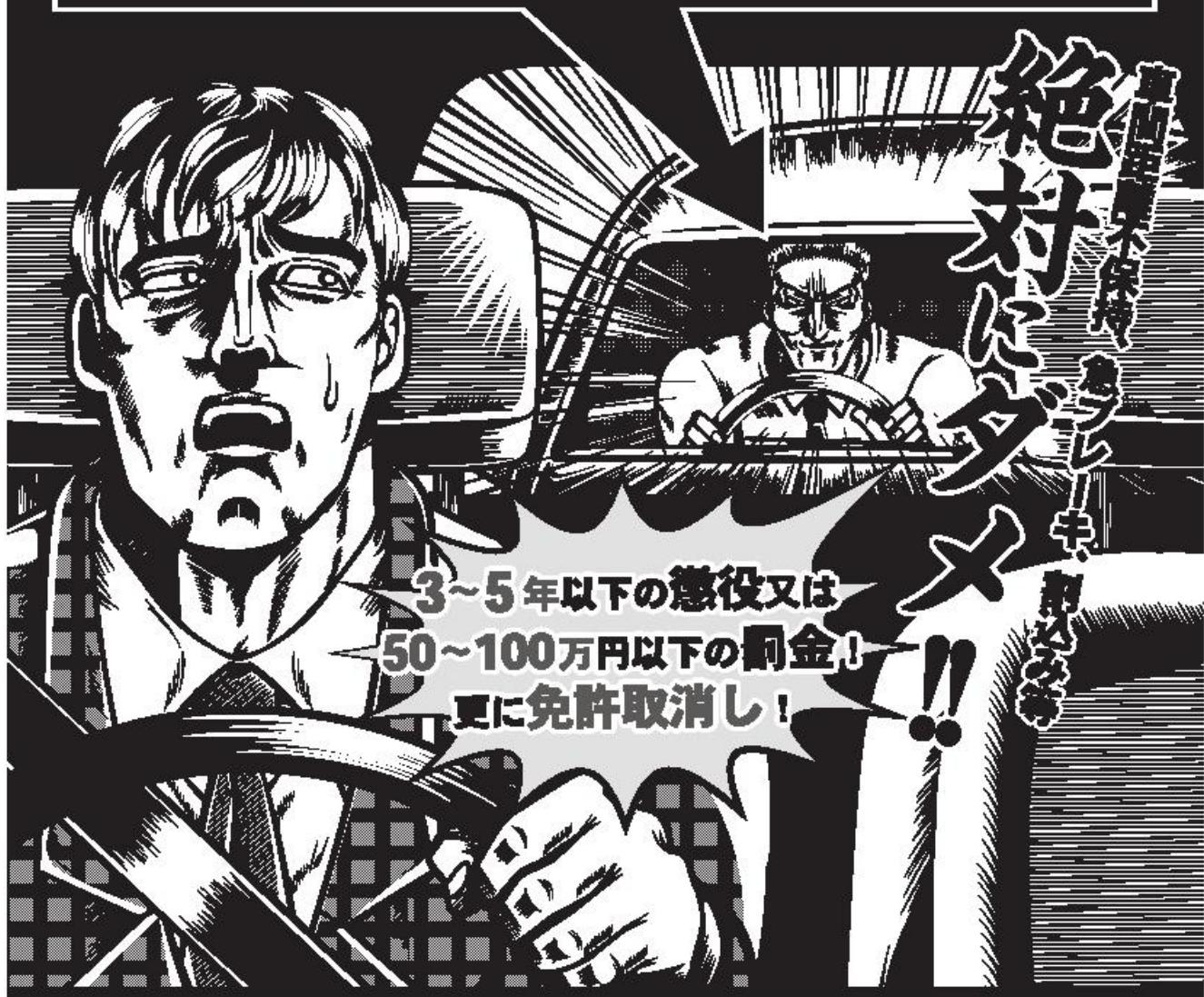
(一社) 日本高速情報 https://www.jwa.or.jp/news/2020/05/07/	
(株) ワーザーニューズ https://jp.weathernews.com/news/31382/	
NEXCO東日本 https://www.e-nexco.co.jp/	
NEXCO西日本 https://www.w-nexco.co.jp/	
本州四国連絡高速道路(株) https://ib-honsho.co.jp/customer_index/	

異常気象時ににおける運行止めの判定性は各サイトのニユースリリースをご覧ください。

あおり運転は

道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました！

犯罪免許取消!!



警察庁・都道府県警察



交通ルールを守って
つながる笑顔

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

① 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**（※10類型の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものとした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 25点 免許取消し(欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転
をした場合
危険が
生じた場合



② 妨害運転(著しい交通の危険)

●の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 35点 免許取消し(欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10類型の違反



- 「尾いやり・ゆずり合い」の運転を！
- ドライブレコーダーをつけましょう！
- あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！

**8Lエンジン搭載のQuonが
更なる生産性を実現**

Quon
人を想い、先を駆ける。

UDトラックス公式ホームページで
Quon8Lエンジン搭載車をお確かめください。
www.ud-trucks.com

UD TRUCKS

UDトラックス株式会社 九州支社

福岡地域営業部：福岡市東区多の幸1-39-4 TEL 092-529-1124
北九州地域営業部：北九州市小倉北区西港町17-1 TEL 093-581-2306
佐賀久留米営業部：久留米市宮ノ陣町若松1-8 TEL 0942-38-2002

「進ぶ」を支え、躍進と未来をひらく

ISUZU

もっと走れる明日のために。

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この理想を目指し、新型ギガに生まれました。
「進ぶ」という輸送企業のビジネスにおいて、
トラックに想定される様々ナリスキー。
先進の装備やテクノロジーで早期に障害、警戒し、
より確かな安心を生み出します。
新型ギガなら、もっと走れる。いすゞなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスの成長を支える、走る力。それがギガ。

シートベルトを着け、スピードを絞えた安全運転を、点検・整備をしっかりとしましょう。

いすゞ自動車九州株式会社

〒812-0055 福岡県福岡市東区東浜1-10-85
Tel:092-641-7711 Fax:092-641-7744

トランクと物流ビジネスに関するることは、すべてプロフェッショナルパートナーISUZUへ。いすゞ自動車(株)お客様相談センター ☎ 0120-119-113 9:00~12:00, 13:00~17:00 月曜~金曜(除く所定の休日) <https://www.isuzu.co.jp>

10月9日はトラックの日です。
福岡県トラック協会
<http://www.hearty.or.jp>

トラックは
生活と経済の
ライフライン。

STOP!!
飲酒運転
あなたの命と、命があります
運転手の命

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。

MITSUBISHI
FUSO

三菱ふそうトラック・バス株式会社
www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

福岡市東区箱崎ふ頭5-4-17 TEL:092-641-8186

人と、社会と、その先へ。

HINO PROFIA **HINO RANGER** **HINO DUTRO**

九州日野自動車株式会社 TEL:092-8583 福岡市東区箱崎ふ頭2-2-26
TEL:092-641-1173 FAX:092-861-8615 <http://www.kyusyu-hino.co.jp>

運行管理者国家試験対策テキスト
【貨物自動車運送事業編】
過去の問題の解説と
実践模擬問題
定価(本体2,400円+税)

令和2年版(7月刊行)
自動車六法
定価(本体7,000円+税)
(株)輸送文研社 <柏林書房>
TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

10月9日は
「トラックの日」

公益社団法人 福岡県トラック協会
TEL(092)451-7878(代表)
FAX(092)472-6439・(092)451-7964
ホームページ <https://www.hearty.or.jp/>

総務局・総務部 総務課: 092-451-7841	福岡県適正化事業実施機関 (輸送相談窓口) 092-451-7846
総務局・経理部 経理課: 092-451-7844	千早分室 092-671-0338 (FAX: 092-672-4778)
事業局・業務部 業務一課・二課: 092-451-7845	